

京都市告示第 26 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分
藤井 渉	(医) 健康会 新京都南病院	整形外科	肢体
新美 完	(独) 国立病院機構宇多野病院	脳神経内科	肢体
松田 旭央	(福) 京都社会事業財団 西陣病院	腎臓・泌尿器科	腎臓、ぼうこう・直腸
高橋 麻由	まゆ脳神経外科クリニック	脳神経外科、脳神経内科	肢体、平衡、音声・言語
南川 貴之	みなみかわ眼科	眼科	視覚

医師名	診療場所	診療科目	障害区分
近藤 恭士	(医) 相馬病院	内分泌糖尿病 内科	肢体、心臓、腎 臓、呼吸器、ぼ うこう・直腸、 小腸、肝臓
菅野 勝義	京都大学医学部附 属病院	心臓血管外科	心臓
栢分 秀直	京都大学医学部附 属病院	呼吸器外科	呼吸器
坂之上 一 朗	京都大学医学部附 属病院	呼吸器外科	呼吸器
住友 亮太	京都大学医学部附 属病院	呼吸器外科	呼吸器

医師名	診療場所	診療科目	障害区分
田中 里奈	京都大学医学部附属病院	呼吸器外科	呼吸器
中島 大輔	京都大学医学部附属病院	呼吸器外科	呼吸器
西川 滋人	京都大学医学部附属病院	呼吸器外科	呼吸器
豊 洋次郎	京都大学医学部附属病院	呼吸器外科	呼吸器
福永 陽子	京都大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚、平衡

\* 障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター相談課)